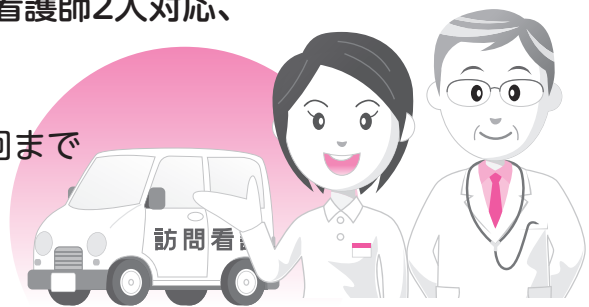


訪問看護の基礎知識 ④

地域ケア科医長 小松裕和

実は、特別訪問看護指示書の力はすごい！

- 14日間にわたり訪問看護が利用できる
- 1日複数回、週4日以上、2箇所から、看護師2人対応、90分を超える訪問も週1回可能。
- 月1回発行
 - ・ 気管切開、真皮を越える褥瘡は月2回まで
- 頻回に訪問看護が必要な理由
 - ・ 急性増悪
 - ・ 終末期
 - ・ 退院直後（退院時に必要な方には特別訪問看護指示書を！）



今回ご紹介するのは、「**実は、特別訪問看護指示書の力はすごい！**」ということです。訪問看護には「医療保険」と「介護保険」の2種類の利用形態がありますが、特別訪問看護指示書を発行することで14日間にわたり、基本的な制限に縛られず「医療保険」の訪問看護が利用できるようになります。そして、在宅療養において大変な時期を、特別訪問看護指示書を上手に活用してどのようにサポートできるかが、在宅療養における大事なポイントになります。

特別訪問看護指示書を発行できる正当な理由は以下の3つです。

- 1) 肺炎や心不全などの急性増悪
- 2) 疾病に関わらず終末期であること
- 3) 退院直後であること

特に病院の医師、看護師やソーシャルワーカーに知っておいてほしいのは、「退院直後」に特別訪問看護指示書が出せること、これをうまく使って在宅移行時の点滴や処置などの医療的ケア、ポジショニングやおむつ交換など含めた介護支援まで訪問看護で集中的にサポートできることです。ぜひ、病院スタッフから退院時には積極的に利用を提案してみてください。あなたの一言で患者さん・家族の在宅生活が変わります。

注意しないといけない点は、「頻回な訪問看護」を「一時的」に利用できるようにするための制度であり、数カ月にわたるなど「恒常的」に頻回な訪問看護を利用できるようにするための制度ではないことです。なお、気管切開がある方や、真皮を越える褥瘡がある方は、月2回まで特別訪問看護指示書を出すことができます。

実は、訪問看護は必要な方に利用できるようになっていますので、「**たしか訪問看護、こういう利用ができるんじゃないかった？**」とまずは医師、看護師やソーシャルワーカーなど、関係者で話してみる事が大切です。